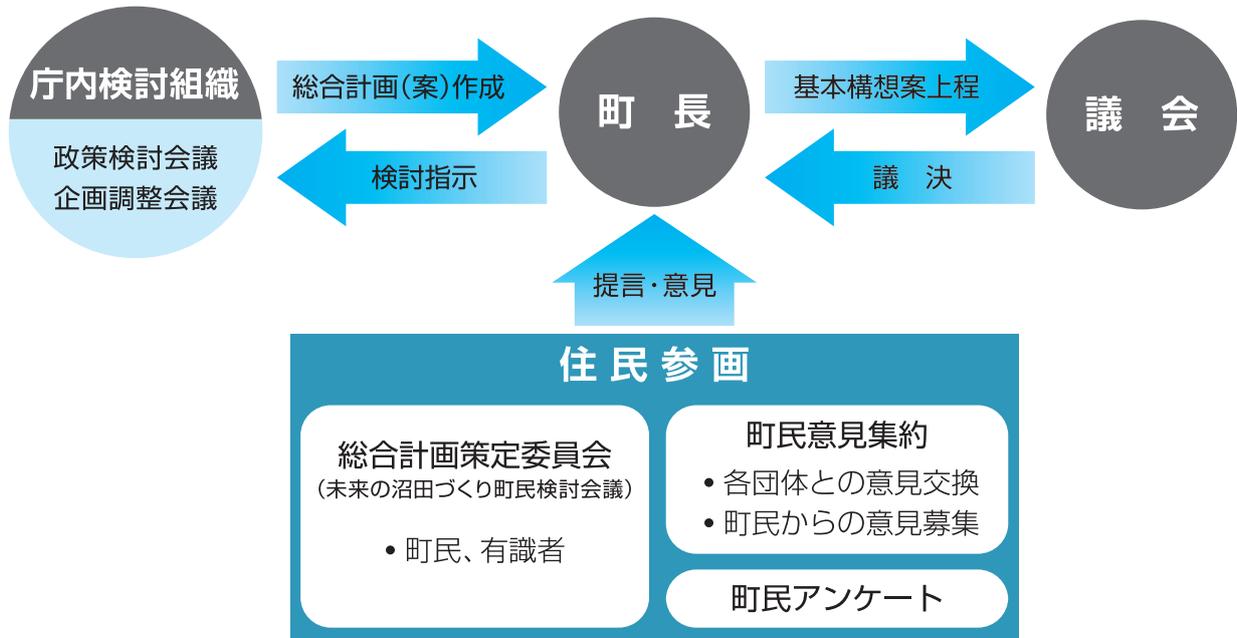


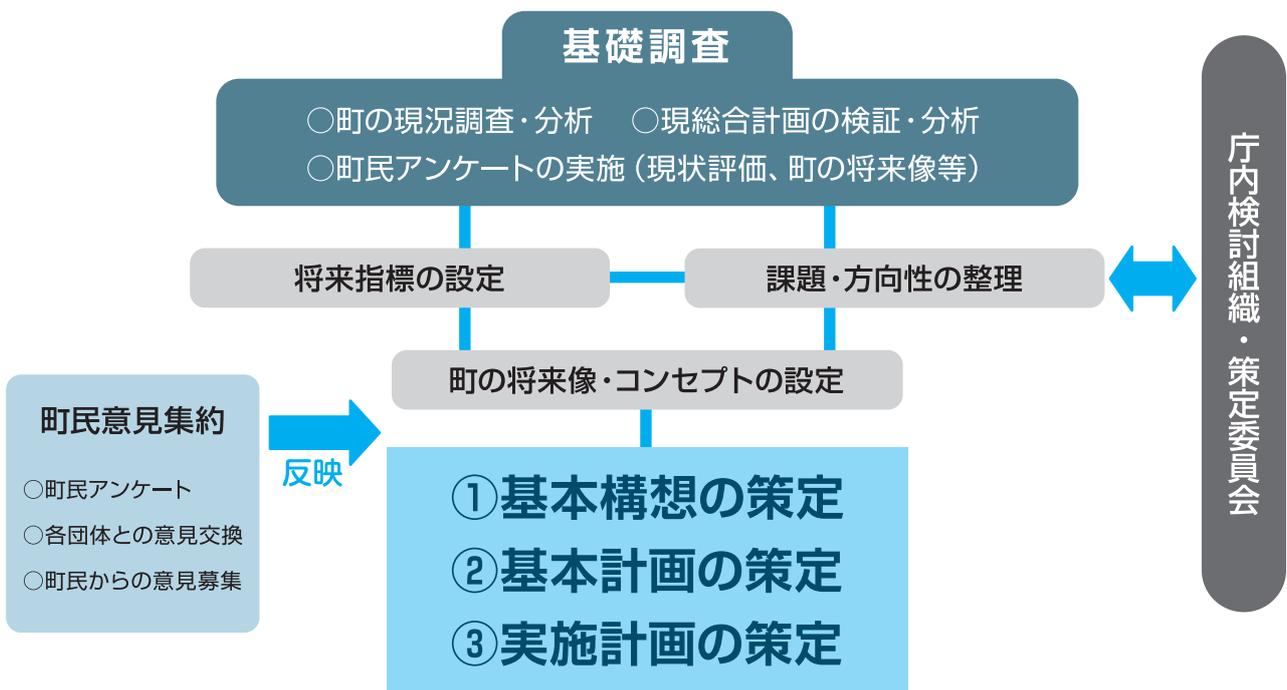


# 資料編

# 1 計画の策定体制



# 2 策定作業の流れ



### ③ 策定経過

期 日	内 容
平成22年	
5月14日～	総合計画策定に係る基礎調査随時実施 ○町を取り巻く環境、町の現況調査・分析 ○現総合計画の各施策の検証及び分析 ○将来フレームの調査・分析(人口推計等) ○町民・中学生アンケート調査
6月18日～6月30日	町民アンケート調査実施
6月21日～6月30日	中学生アンケート調査実施
7月22日～7月27日	庁内各課ヒアリング実施
9月30日	関係団体ヒアリング実施 ○沼田町社会福祉協議会 ○民生委員児童委員協議会 ○沼田町老人クラブ連合会 ○沼田町自治振興協議会
10月15日	関係団体ヒアリング実施 ○沼田町商工会
10月18日	関係団体ヒアリング実施 ○沼田町農民協議会 ○北いぶき農業協同組合沼田支所
12月6日	沼田町教育委員会に基本構想(案)について説明
平成23年	
1月	町広報誌にて検討状況を報告
1月13日	行政区長会議にて基本構想(案)について説明
2月	町広報誌にて基本構想案についてお知らせ
2月14日～2月28日	基本構想案について町民からの意見募集
6月24日	町議会定例会にて議決

## 町議会

期 日	内 容
平成22年	
7月20日	行財政等調査特別委員会
8月13日	行財政等調査特別委員会 ○策定状況について (町民アンケート・未来の沼田づくり町民検討会議の設置など)
9月6日	行財政等調査特別委員会 ○基本構想たたき台について審議
10月27日	行財政等調査特別委員会 ○基本構想素案・第4次総合計画の点検状況について審議
11月9日	行財政等調査特別委員会
11月26日	行財政等調査特別委員会
12月21日	行財政等調査特別委員会 ○基本構想案について審議
平成23年	
1月26日	行財政等調査特別委員会
2月3日	行財政等調査特別委員会 ○総合計画に係る懇談(庁内各課の課題等について)
2月18日	行財政等調査特別委員会
3月4日	行財政等調査特別委員会
3月8日	行財政等調査特別委員会報告
3月14日	全員協議会 ○基本構想・基本計画最終案について審議
6月23日	全員協議会 ○基本構想・基本計画最終案について審議
6月24日	定例会にて議決

## 庁内検討組織【政策検討会議】

期 日	内 容
平成22年	
8月30日	第1回政策検討会議 ○町の将来像、コンセプトの審議
10月14日	第2回政策検討会議 ○基本構想案の審議
11月30日	第3回政策検討会議 ○基本構想案の審議

## 庁内検討組織【企画調整会議】

期 日	内 容
平成22年	
4月28日	第1回企画調整会議 ○策定方針等の確認
5月20日	第2回企画調整会議 ○町民アンケート内容の検討ほか
6月9日	第3回企画調整会議 ○町民アンケート内容の最終確認ほか
6月28日	第4回企画調整会議 ○基礎調査結果(中間)の報告・検討 (町の現況調査・現総合計画の検証及び分析結果)
7月30日	第5回企画調整会議 ○基礎調査結果(中間)の報告・検討 (各課ヒアリング・将来人口推計・町民アンケート結果) ○基礎調査結果を踏まえ町の将来像、コンセプトの検討
8月11日	第6回企画調整会議 ○基礎調査結果の最終報告・検討 ○基礎調査結果を踏まえ町の将来像、コンセプトの検討
8月20日	第7回企画調整会議 ○基礎調査結果を踏まえ町の将来像、コンセプトの検討
9月3日	第8回企画調整会議 ○基礎調査結果を踏まえ町の将来像、コンセプトの検討
10月13日	第9回企画調整会議 ○基本構想案の検討
11月22日	第10回企画調整会議 ○基本構想案の検討
12月15日	第11回企画調整会議 ○基本構想案・基本計画案の検討
12月24日	第12回企画調整会議 ○基本計画案の検討
12月28日	第13回企画調整会議 ○基本計画案の検討
平成23年	
1月24日	第14回企画調整会議 ○基本計画案の検討

## ④ 町民検討組織

### 沼田町総合計画策定委員会設置要綱(通称:未来の沼田づくり町民検討会議)

(設置)

第1条 沼田町の総合的なまちづくりの基本方向を示す沼田町総合計画の策定に関し、住民参画のもと必要な事項の調査検討を進めるため、沼田町総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、地域特性について識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は、当該総合計画の策定の終了をもって終わるものとする。

(特別委員)

第3条 まちづくりに関し、専門的知識を有する者を特別委員として委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は策定委員会を総括し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の策定委員会は、町長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、地域開発課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成22年4月26日から適用する。

## 沼田町総合計画策定委員会(通称:未来の沼田づくり町民検討会議)委員名簿

役職名	氏名	備考
委員長	林 敏 夫	
副委員長	藤 村 富 子	
委 員	馬 狩 良 光	
委 員	三 浦 実 希	
委 員	岩 城 智 則	
委 員	田 中 秀 和	
委 員	吉 田 春 美	
委 員	辻 よし子	
委 員	平 山 文 博	
委 員	田 坂 智恵美	
特別委員	青 山 健 三	(コーディネーター) NPO法人地域づくりフォローアップ代表 一般社団法人 観光と地域づくり推進研究機構理事長 東海大学・酪農学園大学講師

## 沼田町総合計画策定委員会(通称:未来の沼田づくり町民検討会議)検討経過

期 日	内 容
平成22年	
7月12日	第1回未来の沼田づくり町民検討会議 ○策定方針・策定の流れ等についての確認 ○講義「総合計画の意義について」
9月7日	第2回未来の沼田づくり町民検討会議 ○基礎調査結果の報告 ○町の将来像・コンセプトの検討
10月18日	第3回未来の沼田づくり町民検討会議 ○基本構想素案の検討
12月10日	第4回未来の沼田づくり町民検討会議 ○町の財政状況についての説明 ○基本構想案の検討
平成23年	
2月17日	未来の沼田づくり町民検討会議 ○基本構想案の最終検討 ○基本計画案の最終検討
3月7日	町長へ沼田町総合計画原案の意見書(答申書)提出

## 沼田町総合計画原案の意見書(答申書)

### 「答 申」

町民が雪国の沼田町を愛し、住んでいることに誇りが持てる、  
住んでいて良かったと思えるまちづくりの推進を図ること

### 「意 見」

1. 雇用の場の創出に向けた取り組みの推進
2. 基幹産業である農業の担い手対策の推進及び6次産業化の推進
3. 高齢化が進展する中、高齢者の安心な生活対策の充実
4. 町内消費の向上に向けた取り組みの推進
5. 子どもたちの確かな学力の向上に向けた教育内容の充実
6. 通勤者の定住対策の推進（住む場所として選ばれる環境づくり）
7. ふるさと意識の向上に向けた地産地消の推進
8. 限られた財源の中で、今後も健全な財政運営に向け、事業の優先度への考慮と、特に財政負担の大きい事業にあたっては、町民への積極的な情報提供の充実
9. 新しいまちづくりの推進に向けた人材の育成と誘致の推進
10. 町民の主体的な活動に対する支援の充実
11. 沼田町が実施している諸施策についての町内外へのPRの充実
12. 人口の増加に向け、町民が一丸となった取り組みの推進

以上

## 5 用語解説

### あ行

#### ◆ICT(情報通信技術)

情報と通信に関する技術の総称。

#### ◆AED(自動体外式除細動器)

心肺停止の状態になった人に、電氣的ショックを与え、心臓を正常な動きに戻す装置。実際には、心臓停止になった人の胸に本機器のパッドを貼り、自動的に心電図を解析し、電氣的ショックが必要な状態と機器が判断したときのみボタンを押して、電気ショックを与えるもの。

#### ◆インフォーマル

非公式なさま。介護・福祉などでは、近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動のこと。

### か行

#### ◆グリーンツーリズム

農山漁村地域などにおいて、農林漁業体験など地域の自然や文化に触れ、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

#### ◆コミュニティビジネス

地域住民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称。

### さ行

#### ◆サンセット方式

事務事業の終了年度をあらかじめ設定し、終了時点で事業を評価して、廃止か継続かを定める仕組み。

### ◆新エネルギー

自然から与えられる太陽、風力、雪冷熱、水力などの「再生可能エネルギー」のうち、エネルギー問題や地球温暖化問題に貢献するエネルギーのこと。日本の法律では「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために必要なもの」とされ、10種類が指定されている。

(太陽光発電・太陽熱利用・風力発電・雪冷熱利用・バイオマス発電・バイオマス熱利用・バイオマス燃料製造・温度差熱利用・地熱発電・中小規模水力発電)

### ◆スクラップアンドビルド

新しい施策や事業の拡大(ビルド)をする場合は、まず既存の施策や事業を見直し、廃止や統廃合(スクラップ)をして、全体の経費などが増加しないようにする方式のこと。なお、この用語は組織を管理する場合などでも用いる。

## た行

### ◆ターミナルケア

終末医療、終末看護、終末介護など生命の終焉に係わる援助のこと。

## な行

### ◆ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来のあるべき姿であるという考え方。障がい者であろうと健常者であろうと同じ条件で生活を送ることが出来る成熟した社会に改善していこうという営み。

## は行

### ◆バイオマス

光合成によって作り出される生物由来の資源で、エネルギーとして利用出来るもの。代表的なものは植物で、サトウキビ、石油に類似した液体燃料を抽出できる植物などを指す。バイオマスはサトウキビに代表される「資源作物」、間伐材などの「未利用バイオマス」、生ゴミなどの「廃棄物系バイオマス」に分類される。

### ◆バリアフリー

心身の障害などでハンディキャップのある人にとって障壁(バリア)となる物理的(建物構造など)、制度的(障害を欠格条項とするなど)、文化・情報面(点字・手話・分かりやすい表示の不備など)、意識(偏見や先入観)を取り除き、生活しやすくすること。

### ◆ブロードバンド

光ファイバーなど高速・大容量のデータ通信が可能な回線のこと。

## ま行

### ◆メディカルコントロール

救急現場から病院などの医療機関へ救急患者を搬送するまでの間、救急隊員や救急救命士が行う応急処置などを、医学的な視点・観点から、その質を保障すること。

### ◆メンタルヘルス

心の健康、精神衛生のこと。

## や行

### ◆ユニバーサルデザイン

年齢、性別、言語、個人の能力にかかわらず、はじめから出来るだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、施設・製品・情報などを設計(デザイン)する考え方。

## ら行

### ◆6次産業

農産物の生産だけでなく、食品加工(第2次産業)、流通、販売(第3次産業)にも農業者が主体的かつ総合的に係わり、その付加価値を農業者自身が得ることによって、農業を活性化させようとする取り組み。